

○健康保険法施行規則第百八条第七号及び船員保険法施行規則第四十七号ノ三第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同五九五)

○船員保険法第四十六条第一項第一号の規定に基づき、身体障害者療護施設に準ずる施設を定める件の一部を改正する件(同五九六)

○国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同五九七)

○療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件(同五九八)

○老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同五九九)

○診療報酬の算定方法の一部を改正する件(同六〇〇)

○基本診療料の施設基準の一部を改正する件(同六〇一)

○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(同六〇二)

○障害者自立支援法の一部の施行に伴い、及び児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の九の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度の一部を改正する件(同六〇三)

○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、及び結核予防法第三十六條第二項の規定に基づき、結核予防法指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件(同六〇五)

○労働基準法施行規則第三十八條の七から第三十八條の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同六〇六)

○文部科学省令第四号
厚生労働省令第四号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の九、第五十六条の八第一項及び第五十六条の九第一項の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の二十七、第五十六条の八第一項及び第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年九月二十九日
文部科学大臣 伊吹 文明
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法第二十一条の二十七、第五十六条の八第一項及び第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令(平成十五年文部科学省令第三号)の一部を次のように改正する。
題名中「第二十一条の二十七」を「第二十一条の九」に改める。
第一条及び第二条(見出しを含む)中「第二十一条の二十七」を「第二十一条の九」に改める。

附則
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。
○厚生労働省令第六十八号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、障害者自立支援法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一条 障害者自立支援法施行規則の一部を改正する省令
(障害者自立支援法施行規則の一部改正)
第一条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六条」を「第六条の十四」に、「第三款 高額障害福祉サービス費の支給第三十三条・第三十四条」を「第三款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特別特定障害者特別給付費の支給(第三十二条の二・第三十四条の六)」に、「第二節 自立支援医療費の支給(第三十五条・第六十五条)」を「第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第三十五条・第六十五条の二)」に、「第三章 事業(第六十六条・第六十五条の九)」を「第三章 地域生活支援事業(第六十五条の十一・第六十五条の十五)」に、「第四章」を「第五章」に改める。

第一条の見出し中「第五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条中「障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。第五條第二項」を「法第五條第二項及び第三項」に改め、同条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。
(法第五條第一項に規定する厚生労働省令で定める施設)
第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。第五條第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七條第一項に規定する児童福祉施設とする。

第一条の見出し中「第五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条中「障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。第五條第二項」を「法第五條第二項及び第三項」に改め、同条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。
(法第五條第一項に規定する厚生労働省令で定める施設)
第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。第五條第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七條第一項に規定する児童福祉施設とする。